

平成 22 年 6 月 25 日

株 主 各 位

富山市堤町通り一丁目2番26号

株式会社 ほくほくフィナンシャルグループ

取締役社長 高 木 繁 雄

第 7 期定時株主総会決議ご通知

拝啓 日頃は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第 7 期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

報 告 事 項

第 7 期 (平成21年4月1日から平成22年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第 1 号議案 剰余金の配当の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。(普通株式の配当金は、1株につき3円50銭となりました。なお、第1回第5種優先株式は、所定の7円50銭です。)

第 2 号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

定款変更の内容は、後記のとおりであります。

第 3 号議案 取締役 8 名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、高木繁雄、堰八義博、川合哲、岩崎民憲、庵栄伸、大島雄次の 6 氏が再選され重任し、新たに、笹原晶博、木谷哲也の両氏が選任され就任いたしました。

第4号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は原案どおり承認可決され、退任取締役である岩田次雄、新田潔、小林敏彦、羽岡秀晃、徳野光宏、近藤政道および相馬彰彦の7氏ならびに退任監査役である河上敏嗣氏に対し、当社所定の基準により算出した金額（子銀行の常勤役員との兼務期間はその半額）の70%相当額である総額1億98万円の退職慰労金を贈呈することとし、その配分、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議にそれぞれ一任することとなりました。

以上

役員体制

おって、本定時株主総会終了後開催の取締役会ならびに監査役会の選定により、経営陣は次のとおりとなりました。

代表取締役社長	高木繁雄
代表取締役副社長	堰八義博
取締役	川合哲
取締役	笹原晶博
取締役	岩崎民憲
取締役	木谷哲也
取締役	庵栄伸
取締役	大島雄次
常勤監査役	松本雅登
監査役	南義弘
監査役	石黒靖尋
監査役	林則清

- (注) 1. 大島雄次氏は、社外取締役であります。
2. 南義弘、石黒靖尋および林則清の3氏は社外監査役であります。

以上

定款変更内容

(注) 下線部分が変更箇所を示します。

変更前定款	変更後定款
第1章 総則 (公告方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞、富山市において発行する北日本新聞および札幌市において発行する北海道新聞に掲載する。	第1章 総則 (公告方法) 第4条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

以上

電子公告制度の導入について

当社は、本総会において「定款一部変更の件」をご承認いただいたことにより、「電子公告制度」を導入いたしました。今後当社の公告は、当社のホームページにて行います。電子公告を行いますインターネットホームページのアドレスは次のとおりです。

ホームページアドレス <http://www.hokuhoku-fg.co.jp/>

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

配当金のお支払いについて

第7期期末配当金は、同封の「期末配当金領収証」により、払渡しの期間内にお受け取りくださいますようお願い申し上げます。

なお、振込先をご指定の方には、「お振込先について」（株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金のお受け取り方法について」）を同封いたしておりますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

また、同封しております「期末配当金計算書」は、配当金額のご確認や、確定申告を行う際の添付資料（支払通知書）としてご利用いただけますので、お手元にご保管ください。（なお、配当金を株式数比例配分方式によりお受け取りの場合、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われますので、確定申告の添付書類としてご使用いただける支払通知書につきましては、お取引の証券会社等へご確認くださいようお願い申し上げます。）

配当金のお受け取り方法の選択肢が増え、便利になっております。

配当金のお受け取り方法は、従来からの銀行等の預金口座を個別銘柄ごとに指定するお受け取り方法に加え、「登録配当金受領口座方式」と「株式数比例配分方式」でのお受け取りが可能となっております。確実に配当金をお受け取りいただくためにも、これら振込による配当金のお受け取りをお勧めします。

■「登録配当金受領口座方式」…配当金を一括して銀行等の預金口座で受領する方法

ご所有の株式の配当金を一括して、ご指定の銀行等の口座で受領することができます。お申し込み・お問い合わせは、お取引のある証券会社（「特別口座」に株式をお持ちの方は特別口座管理機関であるみずほ信託銀行（フリーダイヤル0120-288-324）の本支店）までお願いします。

※複数の証券会社等に口座がある場合も、1つの証券会社等で手続きができます。

※振込先のご指定は1つの金融機関に限ります。

■「株式数比例配分方式」…証券会社の取引口座で受領する方法

証券会社の取引口座で配当金を受領することができます。複数の証券会社に残高がある場合は、残高に応じて配分されます。お申し込み・お問い合わせは、お取引のある証券会社までお願いします。

※複数の証券会社に口座がある場合も、1つの証券会社で手続きができます。

※「特別口座」に株式をお持ちの方はご利用できません。